

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年7月3日（平成29年（行情）諮問第277号）

答申日：平成29年11月6日（平成29年度（行情）答申第289号）

事件名：特定河川においてアユの遡上により工事が中断した場所等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定河川で工事期間内にアユの遡上で工事中断した場所及び業者名が分かる文書（平成20年度分から平成28年度分まで）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、四国地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成29年5月17日付け国四整総情第346号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

維持工事で予算が余っているのに工事をなぜ出して工事を中止させたのがおかしい。

平成28年度の維持工事の業者になぜ工事を中断させたか。理由は漁協に協力金を出さないから中断させ特定河川事務所の職員が癒着しているからである。平成20年度～28年度場所がないと文書ないという。平成28年度特定河川右岸で特定会社の工事止めているのになぜ文書がないのかおかしい。工事事務所の職員が漁連となぜ癒着しているのかおかしい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 審査請求人は、処分庁に対して、法に基づき、平成29年4月13日付けで「特定河川で工事期間内にアユの遡上で工事中断した場所及び業者名が分かる文書（平成20年度分から平成28年度分まで）」（本件対象文書）の開示を求めた。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、平成29年5月17日付け国四整総情第346号で「アユの遡上で工事中断した箇所がないため該当文書

がない」として、不開示決定（原処分）を行った。

(3) 審査請求人は、諮問庁に対し、原処分の取消しを求める審査請求を申立てた。

2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、第2の2のとおりである。

3 本件開示請求以前に行われた開示請求の対応について

本件開示請求以前に審査請求人は、平成29年3月6日付けで法に基づく開示請求（以下「先行開示請求」という。）を行っている。なお、先行開示請求は、本件開示請求に関係したものと史料される。

審査請求人は、本件開示請求書等に記載しているとおり特定支部長と称しており、日頃から頻繁に、特定河川事務所に来所あるいは電話等の手段を用いて、特定河川事務所が行う工事等に対して、意見を述べ、説明を求めることがある。また、他の行政機関においても同様の事実があると聞いている。

先行開示請求が行われる以前に、審査請求人は、特定河川事務所に対し、「漁協にいわれ、維持工事を止めたのではないか」と意見を述べるとともに、開示請求をする旨を話した。

その後、先行開示請求が行われ、審査請求人が開示を求める文書の特定は、この時期の対応及び開示請求書で行った。

先行開示請求のうち、1件目は、「特定会社の工事中断した理由の分かる文書」（平成29年3月10日受理，総情第1310号）の開示請求であり、2件目は、「アユの遡上のための低水魚道掘削の分かる書類一式，平成26，27及び28年度分」（平成29年3月10日受理，総情第1311号）の開示請求である。

処分庁は、平成29年4月10日付け国四整総第42号及び同43号で先行開示請求に対する開示決定し、審査請求人に開示決定通知を送付した。1件目の開示請求の対象は、「平成28年度 特定河川右岸堤防維持工事」（請負業者：特定会社）であるが、工事を一時中止した事実がないため文書も存在しない。その説明に納得せずに行われた開示請求であることを踏まえ、仮に工事を一時中止する場合は、指示書により手続を行うことから、当該維持工事の指示書の開示決定をした。なお、指示書には工事一時中止の指示は記載されていない。2件目の開示請求については、「魚道から水が流せる工事のための低水路掘削」に係る文書の開示決定をした。

処分庁は、前記のとおり開示決定を行っているが、審査請求人は処分庁に対し、実施申出書を提出しないため文書の開示ができていない。なお、処分庁は、審査請求人に実施申出書を提出するように促しているが、現状において応じられていない。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

(1) 原処分における処分庁の対応について

審査請求人は、先行開示請求に係る開示決定後の平成29年4月13日付けで、本件対象文書の開示請求を行った。本件開示請求を受理した処分庁は、該当する文書の有無の確認を次のように行った。

本件開示請求は、先行開示請求のうち1件目（平成29年3月10日受理，総情第1310号）と同一の背景により行われた開示請求であると思料される。審査請求人は、先行開示請求の以前より、「平成28年度 特定河川右岸堤防維持工事」（請負業者：特定会社）の工事中断への固執が明確であり、先行開示請求の1件目を行った経緯及び本件開示請求書の記載から文書の特定を行った。

処分庁における工事関係書類の保存期間は5年間（特定河川事務所標準文書保存期間基準（国土交通省行政文書管理規則別表第1））であり、平成23年度以前の工事関係の文書は保存されていなかった。保存されている平成24～28年度において、特定河川事務所が特定河川で実施した工事は91件あるが、それらの工事において、アユの遡上を原因として、特定河川事務所が請負業者に工事を一時中止したものは確認できず、処分庁には、該当する行政文書が存在しないことを確認した。なお、河川工事の実施に際し、アユの遡上期における工事がある場合は、年度当初に漁協への工事説明を行い、年度途中で新規工事・作業があった場合にも漁協への説明を行い、工期について調整している。また、前記のとおり、審査請求人は、「平成28年度 特定河川右岸堤防維持工事」（請負業者：特定会社）の工事中断に強く固執しており、平成29年4月10日付け国四整総第42号で開示決定した文書についても、未だ実施申出書の提出がなく、審査請求人が意図する文書ではないと推察され、本件開示請求において開示されるべき文書は、アユの遡上による工事の一時中止の記載がある文書であると判断し、処分庁に開示対象の文書がないことを確認した。

(2) 原処分の妥当性について

上記のように、処分庁は、本件対象文書の有無の確認を行ったが、該当する行政文書は存在しなかった。よって、平成29年5月17日付け国四整総情第346号で「アユの遡上で工事中断した箇所がないため該当文書がない」と不開示理由を示した原処分は結論において妥当である。

(3) 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、そのほか種々主張するが、いずれも諮問庁の上記の考え方を左右するものではないと考える。

5 結論

以上のことから、諮問庁としては、不開示決定とした原処分は妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月12日 審議
- ④ 同年11月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、審査請求人が、先行開示請求の1件目（「特定会社の工事中断した理由の分かる文書」）を行った経緯及び本件開示請求書の記載を踏まえ、本件対象文書が、特定河川事務所が特定河川で実施した工事に関する工事関係書類であると幅広に判断した。

イ 工事関係書類の保存期間は、特定河川事務所において、平成23年4月1日に定められた標準文書保存期間基準に基づき、5年間と定められている。また、保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日の属する年の翌年度の4月1日となる。

ウ 特定河川事務所は、保存期間が終了した翌年度始めに、工事ごとに箱にまとめて保管された工事関係書類のファイルを一齐に廃棄している。このため、平成23年度に作成した工事関係書類は、平成29年度始めに廃棄している。

エ 処分庁は、本件開示請求時点において、特定河川事務所に保存されていた平成24年度から28年度までの工事関係書類のファイルを確認したところ、特定河川事務所が特定河川で実施した工事91件の工事関係書類がつづられていた。これらの書類を全て調査したが、アユの遡上を原因として、特定河川事務所が請負業者に工事を一時中止させたものは確認できなかった。

オ また、処分庁は、本件審査請求を受けた後においても、特定河川事務所の書類を調査したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、四国地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、四国地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司